

学会運営規程細則

平成19年4月1日制定

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の学会運営規程に基づき、広島県医学検査学会（以下「学会」という）の開催並びに企画・運営についての必要事項を定める。

(学会企画委員会)

第2条 学会企画委員会（以下「企画委員会」という）は、適正かつ円滑な学会運営を行うことを目的とする。

(企画委員会の組織)

第3条 企画委員は、15名以内とし、理事会において選任する。ただし、学術部、渉外法規部及び組織調査部の各部長と開催地の地区理事を含むものとする。

2 委員は、互選により委員長及び副委員長を選出する。

(企画委員会の運営)

第4条 企画委員会は委員長が招集する。ただし、第1回は会長が招集する。

2 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により委員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は委員全員の同意がある場合はこの限りでない。

3 委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻するときは、その旨を委員長に届け出なければならない。

4 会議の議長は委員長とする。

5 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(会議の記録)

第5条 会議については、その記録を作らなければならない。

2 会議記録には、議事の経過の要領及びその結果を記録して、議長及び出席した委員1名が記名押印しなければならない。

(企画委員会の解散)

第6条 企画委員会は、学会事業報告及び決算報告が理事会で承認された時点で解散する。

(審議事項)

第7条 企画委員会は以下の事項について審議する。

- (1) 会期及び開催地、開催日に関する事項
- (2) 学会内容の企画に関する事項
- (3) 演題の募集と採否、座長に関する事項
- (4) 学会運営費予算に関する事項
- (5) その他、学会の運営に必要と認められる事項

2 委員長は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。

(報告義務)

第8条 理事会は随時、委員会に対して意見を述べ、かつその活動状況について報告を求めることができる。

(学会長)

第9条 学会には学会長を置くこととし、学会長は、会の会長が務める。

(学会実行委員会)

第10条 委員長は、学会運営の実行機関として、学会運営規程第13条に定める学会実行委員会（以下、「実行委員会」という）を組織する。

2 実行委員会は、学会運営規程第8条で選出された委員をもって構成する。

- 3 委員長は、企画委員会の委員長とする。
- 4 実行委員会は、正会員の中から学会実務委員を選任し、円滑な学会運営に努める。
- 5 実行委員会は、この細則第2条の定めにより企画委員会が解散したときをもって解散する。

(学会実務委員)

第11条 学会実務委員の組織及び職務等、活動に関して必要な事項については、実行委員会において定める。

(報酬)

第12条 実行委員及び企画委員は無報酬とする。ただし、交通費の実費については学会予算に計上し、原則として旅費細則に準じて支給することができる。

(予算)

第13条 企画委員会は、学会予算案を作成し経理部長へ提出しなければならない。

- 2 経理部長は前項の予算案を理事会に提出して、その承認を得なければならない。

(決算)

第14条 企画委員会は、学会終了後1ヶ月以内に学会事業報告書及び学会決算書を作成し、会長へ提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の決算報告書類を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(学会の告示)

第15条 学会長は開催日の6ヶ月前までに、書面又は電磁的記録をもって、学会の開催を告示しなければならない。

- 2 告示に際しては、会期、開催地、会場を明示しなければならない。

(学会参加費)

第16条 学会参加費は、原則無料とする。

(学会抄録集の発行)

第17条 企画委員会は、学会終了後、学会抄録集を作成、編集する。

- 2 前項の学会抄録集は、理事会の承認を得て、会が発行する。

(講演料・謝礼等)

第18条 講演等を依頼した講師等への謝礼金は、別に定める講師謝礼細則に準じる。

- 2 交通費については、別に定める旅費細則に準じる。
- 3 司会・座長等の謝礼金及び交通費は、原則として支給しない。

(疑義等に対する措置)

第19条 そのほか学会の運営に必要な事項は、企画委員会で協議し決定することができる。ただし、決定事項は理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(細則の変更)

第20条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 一部改正